

太陽光発電設備を設置された方へ 固定資産税（償却資産）の申告についてのお知らせ

●制度の概要

固定資産税は、土地及び家屋のほか、**償却資産**についても課税の対象となります。

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(事業で使用する資産)で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

1月1日（賦課期日）現在、太陽光発電設備自体が事業の用に供する資産である場合は課税対象となり、その所有者は償却資産の申告が必要です。

●生産性向上設備の取得に係る課税標準の特例について

本町が認定を行う「先端設備等導入計画」に基づいて新たに取得した機械装置や器具備品などの設備等について、固定資産税の課税標準額が 1/2 となる特例が適用されます。

取得時期	令和7年3月31日までに取得したもの ※事前に「先端設備等導入計画」の認定申請が必要です。
対象資産	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 ・機械装置(160万円以上/10年以内) ・測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ・器具備品(30万円以上/6年以内) ・建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る)(60万円以上/14年以内) ・構築物(120万円以上/14年以内)(令和3年度から拡充)
特例期間	最初の3年度分

●申告方法・提出書類

償却資産の申告については同封してある「申告の手引き」を参照してください。

また、多気町ホームページからも様式はダウンロードできます。

なお、課税標準の特例の適用を受ける場合は、申告時に下記の書類の提出が必要です。

- ① 固定資産税特例適用申告書
- ② 認定先端設備等導入計画（申請書）の写し
- ③ 認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ④ 工業会等の生産性向上要件証明書の写し

【お問い合わせ先・申告書等提出先】

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可 1600 番地
多気町役場 税務課 資産税係
TEL 0598-38-1112